

J R 武豊線半田駅周辺のまちづくりについて

現在、事業を進めている J R 武豊線半田駅付近連続立体交差事業及び J R 半田駅前土地区画整理事業に伴う、J R 半田駅周辺のまちづくりについて、平成 2 8 年度から地元住民や商業者等のご意見を伺いながら検討を行ってまいりました。

これを踏まえ、J R 半田駅周辺の整備方針を取りまとめるとともに、まちづくりのルールとなる地区計画及び良好なまちなみを形成するための景観形成重点地区の指定を行いましたので、下記のとおり報告します。

記

1. J R 半田駅周辺の整備方針

(1) コンセプト はんだプライド ～^{たど}辿る足跡、^{いど}挑む^{みらい}未来～

(2) 行動指針 わたしが醸す。まちの^{ストーリー}物語

➤ 自分のまちは自分でつくる。

市民が自発的にまちづくりに参加し、自分たちのまちを守り育てていく。

(3) 駅周辺整備イメージ

駅舎 駅舎の外壁は、半田を象徴する半田運河周辺の黒板囲いの蔵をイメージ。

防風スクリーンは、ホームからの眺望を確保するとともに周辺の歴史ある木造建築にみられる格子を用いて半田らしさを表現。

公園 半田運河から J R 半田駅への歩行者動線上に S L、こ線橋、油庫等の鉄道産業遺産を保存活用し、半田運河と鉄道の歴史のつながりを表現。

道路 無電柱化を行い、良好なまちなみと調和した石畳等による高質な道路空間として整備。



図：駅東側整備イメージ

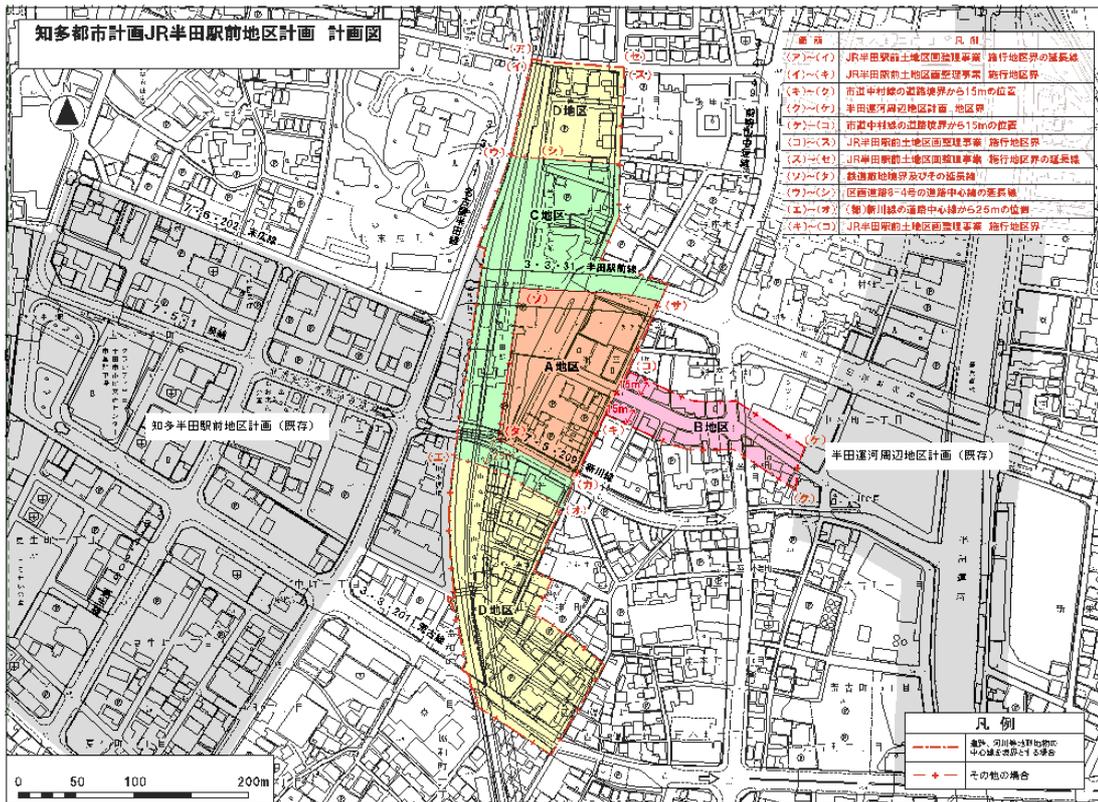
※現時点での整備イメージであり、実施において変更となる場合があります。

2. JR半田駅前地区計画

(1) 概要

JR半田駅前土地区画整理事業により、今後、宅地が再配置され、建て替えが進むため、建築物等の用途制限など必要な規制誘導を行うことで、駅前にふさわしい賑わいある土地利用の促進を図るため指定するものです。

(2) 適用区域



(3) 主な制限の内容

①建築物等の用途の制限

建築してはならない建築物

- ・住宅、共同住宅、寄宿舍、下宿 ……………【A、C地区】
(1階の床面積の合計が1/3未満のものは除く)
- ・ぱちんこ屋、場外馬券場等……………【B地区】
- ・自動車教習所、畜舎、倉庫業を営む倉庫……………【全地区】
- ・キャバレー、風俗施設等(スナック・バーを除く)……………【全地区】

②建築物等の形態又は色彩その他意匠の制限

- ・建物の壁面及び屋根等の色彩及び形状は、昭和初期のモダンで落ち着いた雰囲気
が漂うまちなみに調和したものとする。【A、B地区】

(4) 告示日

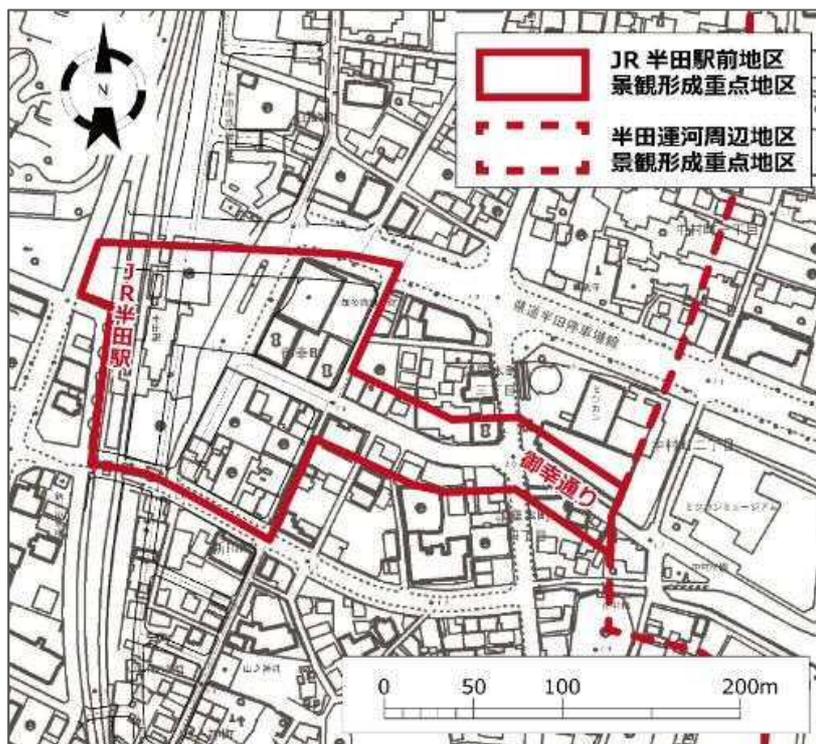
令和4年4月1日

3. 景観形成重点地区

(1) 概要

半田市ふるさと景観条例に基づき、市内で特に良好な景観の形成を図る必要があると認める地区について指定するものです。「半田運河周辺地区」、「亀崎地区」、「岩滑地区」に続き、市内4か所目の指定となります。

(2) 適用区域



(3) 主な景観形成基準の内容

① 色彩

- ・壁面、屋根、建具などの外観の色彩
R(赤)、Y R(橙)、Y(黄)の色相は、彩度4以下
上記以外の色相は、彩度2以下

② 配置

- ・御幸通りに面する壁面については、道路境界線から大きく後退させないように努める。

③ 形態・意匠

- ・1～2階の低層部については、壁面、開口部などの意匠の工夫により、周囲との調和に配慮する。
- ・御幸通りに面する部分では、1階の軒高付近において庇の設置もしくは庇をイメージさせるデザインに努める。
- ・地区の景観を特徴づける格子・木板を用いた和風建築及び、昭和初期の洋風建築の様式を模した意匠の活用に努める。

(4) 将来イメージパース



図：J R半田駅前土地区画整理事業区域内



図：J R半田駅前土地区画整理事業区域外

※現時点での整備イメージであり、実施において変更となる場合があります。

(5) 運用開始日

令和4年4月1日